

◆ 平成26年度 第2回状況説明(要望)活動

○ 平成26年11月10日(月曜日)

1 国土交通省、財務省への状況説明(要望)活動について

国土交通省へは、岡崎高知市長と清水大洲市長を先頭に、国土交通省幹部及び関係部局へ状況説明(要望)書の手渡しと要望の趣旨説明を行いました。

北川国土交通副大臣、本田国土交通事務次官、徳山技監、佐々木国土交通審議官、石井国土交通審議官、西脇大臣官房長、奥田大臣官房総括審議官、由木大臣官房総括審議官、森大臣官房技術総括審議官、山田大臣官房技術審議官、池内水管理・国土保全局長、加藤水管理・国土保全局次長と面談し、平成26年8月の台風12号、11号による記録的な大雨の浸水被害状況や四国特有の自然環境を説明したのち、平成27年度治水事業費の必要額の十分な予算確保と四国地方の予算配分、事業促進について要望を行いました。

また、財務省については、四水連事務局にて状況説明(要望)活動を実施しました。

2 国土交通省水管理・国土保全局の方々との意見交換会について

水管理・国土保全局会議室において、水管理・国土保全局幹部の方々とは要望活動参加市町村長の出席により、意見交換会を開催しました。

状況説明(要望)書の内容について、出席した全市町村長より趣旨説明と補足説明を行いました。

○ 平成26年11月11日(火曜日)

1 四国治水事業促進懇談会(朝会)について

ホテルグランドアーク半蔵門において、四国選出の国会議員の方々を迎え、四国治水事業促進懇談会(朝会)を開催しました。

出席された国会議員から御挨拶と御助言を頂いた後、各県の会員代表(石井町長、いの町長、大洲市長、まんのう町長)が意見を発表し、四水連・四川協を代表して高知市長が総括要望を行いました。

2 四国選出国会議員への状況説明(要望)活動について

四県で分かれ、それぞれの県選出国会議員に対して、状況説明(要望)書の手渡しと要望の趣旨説明を実施しました。

・国土交通省への状況説明(要望)活動



・国土交通省水管理・国土保全局の方々との意見交換会



・ 四国治水事業促進懇談会(朝会)



・ 四国選出国會議員への状況説明(要望)活動



● 状況説明（要望）内容

四国地方は、急峻な山地が多く、地質が脆弱であるとともに、台風常襲地帯として多雨地域が広がっており、水害の起こりやすい自然条件下にある。加えて、近年においては、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化が懸念されている。

このような状況下において、平成26年8月の台風12号、11号による記録的な大雨は、四国各所において深刻な浸水被害をもたらし、特に、那賀川水系においては、戦後最大流量を超える規模の洪水が発生するとともに、仁淀川水系においても、局所的な記録的豪雨により、激甚な浸水被害が発生した。

被災地では、復旧作業に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、四国地方の一人当たり水害被害額は全国平均の3.4倍となっており、他の地域と比較し劣悪な水準にあることや、全国に先駆けて高齢化が進展していることを踏まえ、早急な復旧・復興対策をはじめ、予防的な施設整備を確実に進めていく必要がある。また、災害時の迅速かつ的確な避難誘導をはじめ、危機管理体制の強化を早急に進めることが求められている。

一方、四国地方では近年渇水が頻発しており、特に早明浦ダムでは、平成6年、17年、20年に利水容量が底をつくなど、各地で経済活動や日常生活に計り知れない被害や影響を及ぼしている。

また、河川は、地域の風土や文化・歴史と深く関わっており、四万十川に代表される豊かで潤いのある水辺環境の創出や活力ある地域づくりを実現するため、地域と一体となった治水事業の推進を期待する地域の声が極めて大きくなってきている。

さらに、マグニチュード8以上の南海トラフ地震が今後30年以内に70%程度の高い確率で発生すると予測されている。平成23年3月に発生した東日本大震災における地震・津波被害や、内閣府から公表された南海トラフ地震の震度分布・津波高を鑑みると、その被害は激甚なものになることが想定され、目前に迫る脅威に対し、早急な地震・津波対策の実施が不可欠となっている。

四国地方における治水事業予算は、近年の厳しい予算環境の中、格別のご配慮をいただき、波介川河口導流路や吉野川のほたる川排水機場等の施設整備による一定の効果も発現されている。しかしながら、地域住民やその営みの安全・安心の確保に責任を負う我々としては、津波や洪水などにより甚大な災害が起きてからでは、多くの人命や財産が失われるだけでなく、復旧や生活再建に多大な労力と予算が必要になり、地域経済の発展ひいては国家の繁栄を考えると、このような喫緊の課題への対応の遅れが後世に大いなる禍根を残すのではないかと危惧しているところである。

また、東日本大震災後の復旧・復興で重要な役割を果たすとともに、国土の強靱化を推進している国土交通省の地方整備局及び各事務所など出先機関の事務の移管は、国民の生命や財産を守るという国の使命からしても慎重に検討すべきである。

治水事業は、洪水などの災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するための最も根幹をなす社会資本整備である。その重要性はいつの時代にあっても不変であり、たとえ経済が危機的な状況にあっても、「国家百年の計」として国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って着実に実施しなければならない。

については、本協議会の総意に基づき、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

- 1 国土保全上または国民経済上特に重要な水系については、災害から国民の生命や財産、社会経済活動が確実に守られるよう、国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って引き続き河川の管理を行うとともに、治水対策の観点から必要不可欠な堤防やダムなどの根幹的施設の整備を強力かつ計画的に推進すること。
- 2 南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防や樋門などの地震・津波対策を緊急かつ強力に推進するとともに、被災後の迅速な復旧・復興を支えるアクセス網の整備を早急に進めること。そのためにも、復興財源の全国防災に引き続き十分な予算確保と配分を行うこと。
- 3 地球温暖化の影響で局地的な豪雨が激化傾向にあり、洪水被害の拡大が懸念されることから、予防的な治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため、治水事業費の必要額を確保すること。
- 4 毎年激化する洪水に備え、流域一体となった防災・減災対策を積極的に進めるとともに、河川管理施設の老朽化対策等により適正な維持管理をするため、必要な予算を確保すること。また、各地で恒常的に発生する濁水に備え、地域の実情に応じた水資源の確保を図ること。さらに、地球温暖化に伴う海面の上昇や台風の巨大化に備え、堤防の高潮対策などを推進すること。
- 5 「犠牲者ゼロ」を目指すため、市町村が迅速かつ的確に情報の収集・伝達、水防活動を実施できるよう国による情報収集システムの充実・強化、津波・洪水ハザードマップ作成の支援及び避難体制構築のための情報提供の充実を図ること。併せて、被災後の被害の拡大防止や早期復旧を図るため、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の充実・強化を図ること。

- 6 市町村や地域住民と連携し、河川や水辺の持つ多様な機能や地域の創意としての知恵を活かした「かわまちづくり」を強力に推進し、治水上及び河川利用上の安全・安心を確保すること。

- 7 国土の強靱化や広域災害対応などで重要な役割を担っている国土交通省の地方整備局及び各事務所など出先機関の事務の移管については、慎重に検討すること。